

被災者生活再建支援制度概要について

この制度は、自然災害により生活基盤に被害を受けた方に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

【制度の対象となる世帯】

- (1) 住宅（事務所、店舗等は除く。）が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむ得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険が状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)

【支援金の支給額】 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(世帯人数が、単身世帯の場合は3/4相当の金額)

○基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

住宅の被害程度	全壊 (上記(1)に該当)	解体 (上記(2)に該当)	長期避難 (上記(3)に該当)	大規模半壊 (上記(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

○加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

【支援金の支給申請】

必要書類

- ①申請書
 - ②り災証明書（町発行）
 - ③住民票
 - ④預金通帳の写し
 - ⑤解体証明書
 - ⑥滅失登記簿謄本
 - ⑦敷地被害証明書類
 - ⑧契約書等の写し
- ①～④は、全員提出が必要です。⑤～⑦は、対象の方のみ。
⑧については、加算支援金を同時に申請される場合に必要。

【問い合わせ先】

石川町 保健福祉課 社会福祉係 0247-26-9123